

北海道告示第 10766 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成 30 年 8 月 24 日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
江別蔦屋書店
江別市牧場町 14 番 1 の内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
SPT.E.MAKIBA 合同会社 江別市牧場町 14 番 1
代表社員 札幌市北区北 21 条西 12 丁目 北海道大学構内北海道産学官協働センター
パッシブホーム株式会社 職務執行者 川多 弘也
- 3 同法第 8 条第 2 項の規定に求められた意見の概要
 - (1) 交通量の懸念
自宅前に施設のメイン道路出入口が出来ると、車の出し入れが毎回困難になるため、自宅前のメイン道路変更を希望する。
 - (2) 歩行者等の安全性
住宅街及び学校近隣に出来るため、早朝から深夜に及ぶ営業時間及び通学路の危険性について配慮していただきたい。
- 4 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
平成 30 年 8 月 24 日（金）から平成 30 年 9 月 25 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで